

新日本スポーツ連盟中野区連盟中野区テニス協議会 規約

2010年11月16日制定

2011年3月15日改正

2017年4月4日改正

2018年6月14日改正

2021年8月23日改正

2024年7月24日改正

(設置)

第1条 本会は、新日本スポーツ連盟中野区連盟中野区テニス協議会（以下「協議会」という）と称する。

新日本スポーツ連盟中野区連盟に加盟し、その傘下に位置する。

本会は、社会教育法に基づく社会体育団体として中野区に登録する。

(目的)

第2条 協議会は、協議会所属テニスクラブを統括し、硬式テニス愛好家の技術向上、健康増進、スポーツマンシップの涵養を図り、テニスを通じて交流・親睦を促進、地域社会のスポーツ発展に資することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、新日本スポーツ連盟中野区連盟（以下区連盟）、同東京都連盟（以下都連盟）および同東京都テニス協会（以下テニス協会）の中野区における所属組織として連携し、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 事業計画に基づくテニス大会・教室の企画と開催
2. 東京都テニス大会への選手推薦
3. 協議会所属の個人およびクラブの交流を図り、メンバーに対して新日本スポーツ連盟および協議会が主催する諸活動の内容、参加費の割引、優先受付などの便宜を図る。
4. 中野区ならびに区連盟・都連盟・テニス協会の事業への参加および協力
5. その他、本会の目的達成に必要な諸活動

(会員)

- 第4条 1. 会員は協議会の目的ならびに活動に賛同し、本規約を守ることのできる以下に示す協議会所属テニスクラブメンバーとする。なお、会員は自動的に区連盟、都連盟、およびテニス協会に所属する。
- ①テニスクラブはクラブ単位で年会費を納め、所属クラブ単位ごとに本会に登録をする。
 - ②所属クラブメンバーの構成は男女各3名以上とする。
 - ③所属クラブメンバーの1/2以上は中野区在住・在勤とする。
 - ④所属クラブメンバーは年度内であってもメンバー追加・変更が可能なものとする。
2. 協議会への加入募集は前年度2月に行い、その加入は理事会が承認する。脱会は任意とする。
3. 協議会規約に違反する、あるいは協議会の対面を傷つけた行為ありと認めるときは、理事会の決議により除名する事ができる。
4. 年会費（連盟費）は所属クラブを通じて納入する。また、途中退会の場合も途中入会の場合も1年分を納める。

（役員）

- 第5条 1. 協議会に次の役員を置く。
- ①会長 1名 ②副会長 若干名 ③理事 若干名 ④会計 2名
 - ⑤会計監事 1名 ⑥運営委員 各クラブ 1名
 - ⑦他に名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。
2. 会長は協議会を代表し、会務を統理して、総会の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、定められた事項を執行するための権限を有し、責任をもって職務を遂行し、理事会に報告する。
4. 会計は本会の会計事務を遂行し、理事会・総会に会計報告を行う。
5. 会計監事は本会会計を監査し、理事会・総会に監査報告を行う。
6. 運営委員は各クラブの状況、意見を掌握し、総会に出席して意見を述べるとともに議案を審議するものとする。
7. 名誉会長、顧問、相談役は招聘により、総会、理事会に出席して諮問に応じ、意見を述べることができる。
8. 各役員の仕事分担は、別に定めるところによる。

(役員の内免)

- 第6条 1. 会長、副会長は、理事会で推挙し、総会で承認を得る。
会長、副会長は理事の資格を有する。
2. 理事は会長・副会長が推挙し、総会で承認を得る。
3. 会計は理事会で選任し、総会に報告する。
会計は理事の資格を有する。
4. 会計監事は理事会で選任し、総会に報告する。
会計監事は理事の資格を有する。
5. 運営委員は各クラブの推薦により、会長が委嘱する。
6. 名誉会長、顧問、相談役は理事会で推挙し、会長が委嘱する。
7. 役員の内免は2年とし、重任・再任を妨げない。
ただし、運営委員の内免は1年とする。
役員の内免の補充・追加による場合の内免の内免は、前任者の残任期間とする。
役員は内免満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(会議)

- 第7条 1. 本会の所定の会議は、定時（臨時）総会、理事会とする。
必要に応じて会長の承認によりその他の会議を開催することができる。
2. 総会は第5条に定める役員をもって組織する。
3. 理事会は会長、副会長、理事をもって組織する。
4. 総会・理事会は会長が招集し、その目的、日時、場所を書面をもって通知するものとする。
ただし、EメールやLINEで通知することもできる。
5. 総会・理事会は第5条に定める役員の内免の過半数の内免をもって成立する。
6. 総会・理事会の議事は出席役員の内免の過半数の内免をもって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。
7. 運営委員が都合により総会に出席できない場合は、必ず同じクラブの会員を代理人として委任し、決議に参加しなければならない。
8. 総会が緊急事態によって開催できない場合は、書面により決議ができるものとする。
9. 理事会は持ち回り会議とすることができる。

- 1 0. 定時総会は毎年1回4月初旬に開催し、次の議案を審議する。
 - ①予算および決算
 - ②事業計画および事務報告
 - ③年度内大会の運営担当の決定
 - ④本規約で規定した事項およびその他必要事項
- 1 1. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または3分の1以上の役員から要請があったとき開催する。
- 1 2. 理事会は会長、副会長が協議し、必要と認めたとき、または3分の1以上の構成員からの要請があったとき開催する。

(会計)

第8条 1. 協議会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- ①年会費 2,640円/人
 - ②中野区社会体育事業補助金
(スポーツ祭典審判派遣費として支給されている)
 - ③中野区連盟より支給される種目協議会活動促進費
 - ④大会収入
 - ⑤教室収入
 - ⑥その他の収入
2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
 3. 予算は、会計年度の初めに総会で承認を得て決定する。
 4. 決算は、会計年度の終了後会計監事の監査を経て理事会・総会に報告し、その承認を得なければならない。

(規定の改廃)

第9条 本会則の改廃は理事会の決議がなければ変更することができない。

附則

本規約は2010年11月16日より施行する。

附則 (2011年3月15日)

本規約は2011年3月15日より施行する。

附則 (2017年4月4日)

本規約は2017年4月4日より施行する。

附則 （2018年6月14日）

本規約は2018年6月14日より施行する。

附則 （2021年8月23日）

本規約は2021年8月23日より施行する。

附則 （2024年7月24日）

本規約は2024年7月24日より施行する。